



けいそう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稲荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

今年は紅葉が意外と長く楽しめたと思いましたが、気が付くとあっという間に葉が落ちてしまった木を見掛けるようになりました。それもそのはずで、今日12月22日は冬至です。1年で一番太陽が出る時間が短く夜が長い日です。このあとクリスマス頃になると寒波が予想されているようですので、引き続き防寒対策をしっかりとする必要があります。



今回のオリジナルの記事は、外国人技能実習生をめぐる最近の裁判例に関する記事、押印や電子契約における署名などを巡る現在の議論と今後の行方についての記事になります。それ以外は今回は税務会計についての記事です。

御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウイルスの早い終息をお祈り申し上げます。

外国人技能実習生をめぐる最近の裁判例。問題となるケースと法令の規制は？

21.12.20 | オリジナル



○自主退職の申し入れに対し、在留カードや旅券預り行為が問題となったケース

技能実習法上、実習期間（雇用主）と監理団体には禁止行為などの規制が設けられ一部は罰則が伴っています。暴力や脅迫・監禁行為・在留カードを預かる行為は禁止行為に含まれていますし、実習生の意思に反する預り行為は罰則が設けられています。罰則に該当せずとも実習計画の認可取り消しなどの行政からのペナルティ・新規の受け入れが数年できなくなるなどの影響が生じかねません。

ここ数年技能実習生関係の民事事件の判決や行政の介入の例がみられるところですが、そのうちの最近の裁判例（熊本地裁令和3年1月29日判決）をここで触れます。このケースはとび職種での技能実習生が、監理団体と雇用主に対して損害賠償請求・未払賃金などの請求をしたものです。損害賠償請求の根拠として、①技能実習計画が認定要件を満たしていない②労災隠しの存在や不当な給料からの控除、③退職強要を雇用主に対し、①②等の点の是正などの指導や監督をしていない・無理に帰国させようとしたことなどを監理団体に対する賠償請求の根拠としています。

監理団体への請求の根拠としては、他に退職を前提とした転籍を在留期限ぎりぎりまで協力する義務を怠ったということも含まれています。

判決文からは事実関係及びそれを前提とした義務違反等について大きく争われています。雇用主との関係でも退職強要などを含めた事実関係で強く争いがあります。判決では証拠に基づき詳細な事実認定を行い、技能実習計画の要件を満たしていなかったという点は否定しています。労災隠しについても、事故とケガの存在・労災申請をしなかったことは認めるものの、けがの程度が軽く治療を受けさせていたことから労災隠しや賠償請求の根拠までは認められないとしています。その他、不当な給与からの控除を否定しています。

無理に帰国させようとしたかについては、帰国する意思を実習生が持っているかどうかの説明や確認が甘かったことを理由に義務違反を認めるとともに、在留カードの預り行為等を認めています。結論として、一部損害賠償請求を認めています。雇用主については退職強要などを否定しています。

請求が認められた部分については、技能実習法上監理団体には、技能実習期間が満了するまでに実習生の意思に反して帰国することがないように、説明や帰国意思があるかどうかを確認する義務があるとされています。この規定は単に行政の規制というだけでなく、実習生の権利保護の規定としても機能しうるかと思われます。それを前提に、説明や意思確認をどのように・どの程度行ったかを認定した事実をもとに判断し、転籍その他の説明が不十分であったと判断しています。

在留カードなどの預り行為は罰則に至らなくても、行動の自由の侵害につながりかねないので、民事での賠償請求の根拠になることを示しているものと言えるでしょう。

②解雇の無効確認と損害賠償請求を求めたケース

外国人であっても日本で雇用契約を締結する以上は、日本の法律が適用されます。先ほどのケースでもそうですし、雇用関係の規制（残業代や解雇関係）も日本の法律が適用されます。

先ほどのケースでも退職をするかどうか・勤務態度その他をめぐる雇用主とのやり取りや監理団体は実習生をサポートする義務を法律上負っていることから、ここに関連して義務違反が問題となっています。同じように雇用主との間で勤務中の態度や退職の際のやり取りなどが問題となった最近の裁判例として、札幌地裁令和3年5月25日判決があります。

このケースでは、実習生本人が退職届に署名したことが前提となっており、その署名にあたって詐欺行為（解雇事由がないのに依願退職にできるというやり取りが雇用主となされたかどうか）等の事実関係が争いとなっています。このケースでは先ほどのケースと同様に退職・技能実習が期間満了前に終了する際に、意に反した帰国をする必要がない点の説明がなかったのかどうかも争いになっています。

前提として、退職の話に至る経緯・勤務態度や注意その他のやり取りも問題となっています。勤務態度不良で注意をしても改善しない状況が続けば、解雇事由が存在する可能性もありますし、是正できないからということで退職に合意をする可能性も当然出てくるためです。

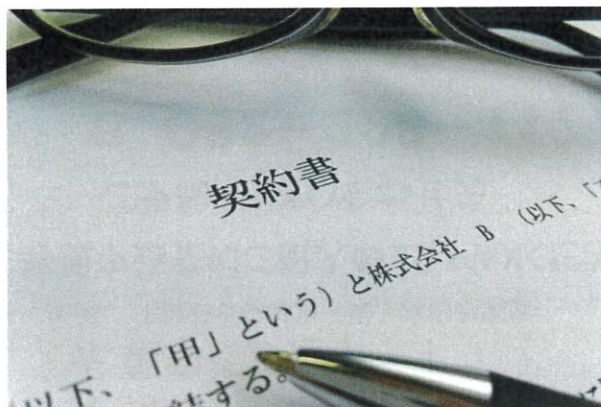
判決では、退職に至るまでの経緯を証拠から認定しています。このケースでは原告となった方からの他の実習生への暴行などの存在やその他勤務態度が問題となっており、判決での事実認定ではこれらの経緯や雇用主側での調査や解雇や自主退職の判断を通訳と原告となった方だけ残し説明させ判断をゆだねた（雇用主側はいったん退出した）等の事実関係が認められています。結論として、解雇事由の存在や退職の判断は自主的になされたということで請求はすべて退けられています。

いわゆる問題となるケース（最悪実習計画の取り消しや監理団体許可の取り消し）もあるところですが、調査や意思確認・説明をきちんと行い記録も残してあるケースでは必ずしも雇用主側に不利な判断がなされるわけではありませ

ん。技能実習法の規制は行政からの規制ではありますが、民事の面でも影響を与えること・特定技能における労働法令面も含めた規制の強化（書類上だけではなく継続して法令順守をすること）は民事的なトラブル防止にも役立つ面が存在するものと言えるでしょう。

押印や電子契約における署名などを巡る現在の議論と今後の行方

21.12.16 | オリジナル



○契約書での押印の意味とは。

現在内閣府規制改革推進会議での議論では、本人確認や申請意思の確認として押印が役に立つものであるのかが検討されています。

法律上押印が要求されている契約を除けば、必ずしも書類の作成自体要求されていませんので、押印は義務ではありません。書類の作成まで必要とされている種類の契約(これは法律で定められています)についても、押印は義務ではありません。

しかし、銀行取引を中心に、電子契約や電子署名の場合は別として、契約では署名と押印が求められています。これは契約が成立したかどうか・ある内容で成立したかどうかの問題になった際に、現在の法律上は押印(可能であれば実印)さえあれば、書類に記載された内容の契約が成立したと見なされやすいとされていることから来ていると考えられます。

これは、法律上ある書類をそこに署名したことになっている方が、署名したか争いになった場合(自分は署名などしていないから、そのような契約はしていないという話が出てくる場合)に署名だけでなく押印があったときには、印鑑を持っている方が署名と押印をした(自分の意思で署名と押印をしたから、契約をした)と推定する扱いをする規定が民事訴訟法上あるためです。

実際には印鑑が本人の持ち物かが問題になることもあるので、確実に本人の印鑑として登録されている実印で押印がされていると、本人が自分の意思で署名と押印をした(契約をした)と見なされやすくなります。ですから、実印での押印の意味は大きくなります(なお、この点について最近では印影が分かると3Dプリンターでの偽造が可能ではないかとの指摘もされているところ)。

ただし、この場合でも絶対というわけではなく印鑑の持ち主が他人に預けていた・持ち出されていた、盗まれていたという事情について裏付けをもって言えば、先ほど述べた推定通りという話ではなくなります。このハードルが高い点が重要な話になってきます。

こういった理由で、印鑑、特に実印を他人に預けるのは慎重になるべきところです。このような推定は実際のところあらゆる書類に及ぶので、証拠としての意味合いに押印の意味は大きく扱われる点が現在の制度では存在します。言い換えると、このようなことがあるので、書類は署名と印鑑を押す前にきちんと内容を確認しておくことが重要となります。

逆に三文判の場合には、家庭内で使い回されている・共用されている可能性があるため、だれが使用したかまで特定するのは困難であることが多いでしょう。最高裁判所でもそのように判断されています。

○電子署名の場合にはサービス利用者と作成者の同一性はどうみる？

それでは、署名が電子署名の場合にはどのような扱いになるのでしょうか？これについては電子署名法3条で定められています。

電子署名法3条では、電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定する、とあり、一見民事訴訟法の場合と同様の規定が設けられています。ただ、電子署名については括弧書きで、「これを行うために必要な符号及び物件を適切に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。」とされていることから、どの範囲のものまで含まれるかがこれまで議論の対象になっていました。実際の裁判で取り上げられたケースはまだないようですが、裁判でこの電子署名法3条の推定が認められるには、電子文書の作成した人の意思に基づき電子署名が行われていることが必要であるため、電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性が確認される（利用者の身元を確認する）ことが重要な要素と考えられています。電子契約サービスを利用する人について身元確認をしているかどうか、どの程度まで確認しているか、なりすましを防ぐにはどういった対応をしているかはまちまちのため、サービスを使って結ぶ契約の重要性のレベルや金額面や、必要な身元確認がどの程度かによって慎重に電子契約サービスを選ぶのが重要とされています。

ちなみに電子署名法は数年以内にできた法律と思いがちですが、実際には平成13年4月から施行された法律になります。そのためここ最近の議論を必ずしも反映していない部分があり、そこを埋めるかのようにも政府の見解が令和2年以降発表されています。

電子署名の活用促進に関する総務省等の論点に対する回答では、電子署名法3条の適用を受けるには、電子署名サービスを提供する事業者が署名の実在性を保障する身元確認の機能を有することが必要との見解がみられるが、どの程度の仕組みを想定しているのかという点について、以下のような回答をしています。すなわち、電子署名法3条の電子署名にあたる要件として、利用者と電子文書の作成名義人の同一性を確認することは求めておらず、利用者間でどの程度の身元確認を行うかはサービスにより結ぶ契約の重要性などにより決めるべきとしています。結局のところ電子署名法3条に規定する電子署名にあたるかの判断については個別のケースを踏まえた裁判所の判断によるとしていることから、今後の裁判例が積み重なるのを待つようになる格好です。そのため統一してこれを使えば同一性が肯定される、という扱いになってはいないので注意が必要です。

電子化に関してはフィンテック協会から提言がされていますが、取引の内容や手続きのリスクを踏まえ、リスクが低い取引から段階的に電子化を進める会社が多いこと、電子化にあたってはリスクも踏まえて範囲を限定することもありうること、導入事例としてはNDA（秘密保持契約）が特に多いと指摘されています。また契約締結に止まらず全体の取引における位置づけ（既に顧客であり本人確認の方法があるか、以前の取引で確

認の機会があったかなど)も重要であること、問題が発生した場合の具体的な影響や顧客側が嘘の申告を行うような事情があるかなども考慮すると良いなどといった点も着眼点としてあげられています。

なお、文書が作成者の意図に基づき作成されたかについては押印や署名以外からも証明することができます。継続的な取引であれば取引先とのメールアドレス、本文や日時などのやり取り、送受信記録を保存する、新規に取引を行う場合は契約締結前段階での本人確認情報の記録・保存、入手過程の記録や文書や契約の成立までの間にやり取りされたメールなどの保存などの利用も指摘されています。

今後金融庁の検討会では、押印の見直しについてこれまでも指摘されています。契約が有効でないときとされたときのリスクの内容や程度、リスクへの措置として押印が果たすことができる役割、押印以外の手段が果たせる役割などを踏まえるほか、利用者の利便性や費用対効果も踏まえて優先順位をつけて実施すべきとしています。こういう過渡期の中で電子契約も含めて争いになるケースも出てくると思います。その場合を踏まえて、押印・署名に至るまでの資料の証拠化も視野に入れながら行うのが良いでしょう。

税務調査で指摘されない摘要欄の書き方を知っておこう

21.12.07 | ビジネス【税務・会計】



帳簿には取引における勘定科目や金額を記載しますが、それだけ

では取引内容が把握できないため、『摘要欄』に取引先や取引の詳細など、具体的な情報を記入する必要があります。

もし、この欄が空白だったり、記入された内容があいまいだったりすると、税務調査で追加の資料を求められたり、調査の期間が長引いたりしてしまいます。

今回は、税務調査で指摘されない摘要欄の書き方について説明します。



摘要欄に記入がないとどうなる？

帳簿とは、事業の取引状況、つまりは収入金額や必要経費の発生など、お金の流れを記録した台帳のことで、事業活動に欠かせないものです。

しかし、記載されている項目が日付や金額だけでは、後で帳簿を見返した際に、どのような取引だったのかが伝わりません。

また、帳簿を入力する人物が複数いる場合、摘要欄に取引内容の詳細が記載されていないと、ほかの人が見たときに、「これは何のことだろう」と疑問に思うかもしれません。

入力した人物はその取引について覚えていても、ほかの人がその取引内容を把握するには、より詳細に書かれた情報が必要です。

その点からいっても、摘要欄はなくてはならないものなのです。

摘要欄は、日付や金額、勘定科目以外の詳細情報を記入します。

取引先の名称や取引事由など、取引の事実を示す具体的な内容を記入していきましょう。

また、普段の税務申告で摘要欄がチェックされることはありませんが、税務調査においては、摘要欄への記入の有無が大きな意味を持ちます。

摘要欄が空欄だったり、取引内容が具体的に記入されていなかったりすると、税務官に不明瞭な取引だと判断されかねません。

その取引が経費に関するものであれば、経費の計上が認められなくなってしまう可能性もあります。

取引があったという事実や取引の根拠を示すためにも、摘要欄は正確に記入しておきましょう。

現在、多くの企業では、帳簿の入力に会計ソフトを活用しています。

会計ソフトにも摘要欄があり、そこに入力したキーワードでソートや検索をすることもできるため、社内で記入するルールを統一しておくといよいでしょう。

ルールを統一していないと、作業効率が低下するばかりか、肝心の税務調査において、記入した人しかその内容を説明できず、調査を長引かせてしまうことになります。

では、摘要欄に情報を記載するときのルールは、どのように決めていけばよいのでしょうか。

摘要欄には、取引先の名称や取引内容などを記載します。

取引先に関しては、売上であれば販売先、経費であれば販売元を記入し、取引内容に関しては、売上であれば販売した商品名、経費であれば購入した商品名を記入しましょう。

たとえば、移動に使用したタクシー代を経費として計上する場合は、以下のように記載します。

タクシー代であることはもちろん、利用したタクシー会社やその区間、移動の目的なども記入します。

<借方>

旅費交通費

1,380円

<貸方>

現金 1,380円

<摘要>

〇〇交通株式会社

タクシー代 渋谷区笹塚～新宿区住吉

(□□工務店訪問)

この際、前述した通り、**社内で表記ルールを決めておくことが重要**です。

『〇〇交通株式会社』なのか、株式会社は省略して『〇〇交通』だけにするのか、番地や号まで含めるのか、それも県をまたぐ移動に限って簡略化させるのかなど、あらかじめ細かく決めておくことで、ソートや検索も容易になり、誰が見ても取引内容を理解できる帳簿を作ることができます。

接待交際費であれば、お店の名前のほかにも、参加人数や名称、食事の目的などを記入しておきます。

ただし、細かくなると入力に手間がかかるので、「〇〇社・〇〇さんほか3名」のように、ルールを定めて省略しても問題ありません。

また、摘要欄には**軽減税率についての記載**も必要です。

2019年10月からスタートした軽減税率は、消費税10%の引き上げにともない、特定の品目の税率をほかの品目に比べて低く定めるというもので、現在、食料品などの一部品目の消費税が8%に据え置かれています。

摘要欄に記載する取引に関しても、標準税率の10%なのか、軽減税率の8%なのかを区別する必要があります。

国税庁では、軽減税率の商品を摘要欄に記載する場合、『※』や『☆』などの記号を記載して、軽減税率の商品を明確にするよう求めています。

また、帳簿に『※は軽減税率対象』と表記するなど、記号が軽減税率の対象であることを明確にしておきましょう。

帳簿は税務調査の際に必要なだけでなく、自社の過去の取引における大切なデータです。

きちんと整理された帳簿のつけ方を心がけることが大切です。

※本記事の記載内容は、2021年12月現在の法令・情報等に基づいています。